

平成12年 5月17日

姫路市長 堀川和洋

姫路市理容・美容出張業務取扱要綱を次のように定める。

姫路市理容・美容出張業務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、理容師法（昭和22年法律第234号）第6条の2ただし書きの規定により理容師が理容所以外の場所で理容の業を行おうとする場合及び美容師法（昭和32年法律第163号）第7条ただし書きの規定により美容師が美容所以外の場所で美容の業を行おうとする場合において衛生の確保を図るために必要な事項を定めるものとする。

(出張業務が認められる場合)

第2条 理容師が理容所以外の場所で業を行うことができる場合は、次のとおりとする。

- (1) 疾病その他の理由により、理容所に来ることができない者に対して理容を行う場合
- (2) 婚礼その他の儀式に参列する者に対してその儀式の直前に理容を行う場合
- (3) 演芸に付随して理容の行為を必要とする者に対して理容を行う場合
- (4) 社会福祉施設等からの求めに応じて理容を行う場合
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、特別の事情により市長が承認した場合

2 美容師が美容所以外の場所で業を行うことができる場合は、次のとおりとする。

- (1) 疾病その他の理由により、美容所に来ることができない者に対して美容を行う場合
- (2) 婚礼その他の儀式に参列する者に対してその儀式の直前に美容を行う場合
- (3) 演芸に付随して美容の行為を必要とする者に対して美容を行う場合
- (4) 社会福祉施設等からの求めに応じて美容を行う場合
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、特別の事情により市長が承認した場合

(出張業務の届出)

第3条 出張業務を行おうとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した出張業務届出書を年に1回市長に提出しなければならない。この場合において、出張業務を行おうとする理容師又は美容師が市内の理容所又は美容所に勤務していないときは、当該理容師又は美容師の免許証の写しを添付しなければならない。

- (1) 出張業務の拠点となる理容所又は美容所の所在地及び名称（理容所又は美容所の開設者が出張業務を行おうとする場合に限る。）
- (2) 出張業務を行おうとする理容師又は美容師の住所及び氏名
- (3) 免許番号及び免許取得日

(簡易移動施設による出張業務)

第4条 理容師又は美容師は、簡易移動施設を設けて出張業務を行おうとするときは、その施設の構造等について市長に届出をしなければならない。この場合において、当該理容師又は美容師は、当該簡易移動施設の構造等について保健所長の指導に従うよう努めなければならない。

(出張業務に係る実績報告)

第5条 市長は、前2条の規定による届出を行った者に対し、毎年度終了後に出張業務実績報告書の提出を求めることができる。

附 則

この要綱は、平成12年5月17日から施行する。

理 容 ・ 美 容 出 張 業 務 届 出 書

届出者

住所又は所在地

氏名又は名称

1 理容所又は美容所の所在地及び名称

(理容所又は美容所の開設者が出張業務を行おうとする場合に限る。)

(1) 所在地

(2) 名 称

2 出張業務を行おうとする理容師又は美容師

氏 名	住 所	電 話 番 号	免 許 番 号

※ 毎年、提出してください。

